

労働者派遣法に基づくマージン率等に係る情報について

株式会社ハッピーデザイン

平成 24 年 10 月 1 日施行の改正労働者派遣法第 23 条第 5 項により、派遣元事業者は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める、派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合であるマージン率を公開することが義務付けられました。

(対象期間：令和 6 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日)

記

1. 派遣労働者の実績

令和 7 年 10 月 31 日時点の派遣労働者数	11 人
対象期間の派遣先事業所数（実数）	5 事業所
対象期間の派遣料金の平均額	21,351 円（1 人 1 日 8 時間換算）
対象期間の賃金の平均額	13,446 円（1 人 1 日 8 時間換算）
対象期間のマージン率	37.0%

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下第 2 位以下を四捨五入）

2. 弊社のマージン部分に含まれるもの

年次有給休暇費用、社会保険料、健康診断、福利厚生費、教育訓練費、事務所経費、労務管理費、営業利益、消費税

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

・新入社員研修	OFF-JT	無償/有給
・システム開発技術訓練（基礎・実践・応用）	OFF-JT	無償/有給
・リーダー研修	OFF-JT	無償/有給

キャリアコンサルティングの相談窓口 Tel：03-6805-1209

4. 派遣労働者の待遇に関わる労使協定

労使協定の有無	有
労使協定の有効期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
派遣労働者対象範囲	契約に基づき派遣就業する派遣労働者